

帯広市新エネルギー導入促進補助金交付申請書

年 月 日

帯広市長 様
〒
申 請 者 住 所

フリガナ
氏 名 印

電話番号 ー ー
生年月日 年 月 日

※事業者の場合は会社名と代表者名を記入し、生年月日の記入は不要です。
※氏名を署名した場合は、押印を省略することができます（事業者を除く。）。

帯広市新エネルギー導入促進補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。
併せて、交付手続きに係る個人情報の閲覧及び個人情報の関係機関への提供について同意します。

申請者は、帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないことを誓約します。
申請者がこれらの者に該当することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。また、上記の誓約内容を確認するため、帯広市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

1 設置建物・設備詳細（必要事項を記入し、該当するものに○を付けてください）

設置建物の所在地	帯広市
設置建物の形態 (新築・建替については 使用予定時期も記入)	1 新築 2 建替 3 既存（増改築含） 4 野立て (年 月使用予定) ※実績報告書提出時までには使用している必要があります。
設置建物の所有区分	1 単独所有 2 共有 3 その他 (2～3の場合は設置承諾書を提出してください。)
設 備 種 類 ※〔 〕に型式名を記入してください。ただし、「1」が対象設備である場合は系統ごとに型式と設置数、出力を記入してください。「2」が対象設備である場合は、型式と設置数を記入してください。	1 太陽光発電システム (発電出力 . kW) ※小数点以下第3位の端数は切捨てし、第2位までの値を記載してください。 ※モジュール又はパワーコンディショナの出力のうち、いずれか小さい値を記載してください。 モジュール／パワーコンディショナ／出力 〔型式 〕 () 枚／〔型式 〕 () 台／ (. kW) 〔型式 〕 () 枚／〔型式 〕 () 台／ (. kW) 〔型式 〕 () 枚／〔型式 〕 () 台／ (. kW) 2 定置型蓄電池（蓄電容量 kWh) 〔型式 〕 () 台 〔型式 〕 () 台 3 V2H充放電設備 〔型式 〕 4 木質ペレットストーブ 〔型式 〕 5 CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）※非省エネ型からの入替が対象 入替前 〔型式 〕 入替後 〔型式 〕 6 潜熱回収型ガス給湯暖房機（エコジョーズ）※非省エネ型からの入替が対象 入替前 〔型式 〕 入替後 〔型式 〕 7 潜熱回収型ガス給湯暖房機（エコジョーズ）〔型式 〕 及び ア ガスエンジンコージェネレーションシステム 〔型式 〕 イ 家庭用燃料電池 〔型式 〕
設備の工事予定日	着手： 年 月 日／完了： 年 月 日
太陽光発電システムの設置状況 (蓄電池・V2Hを設置する方)	1 既設 2 新設

個人情報の取得	申請に関する審査のため、個人情報を取得することについて 1 同意する 2 同意しない
購入する設備の状態	1 未使用品である 2 未使用品ではない
過去の補助金受給の有無	個人の場合、申請者を含め同一世帯員が同一設備に対する本事業の補助を 1 利用したことがある 2 利用したことはない 事業所の場合、同一事業者が同一事業所で同一設備に対する本事業の補助を 1 利用したことがある 2 利用したことはない

2 補助金申請額（設置する設備のみ記入してください）

○ 太陽光発電システム

①太陽電池モジュール									円	
②パワーコンディショナ									円	
③架台									円	
④その他付属機器									円	
⑤設置工事に係る費用									円	配線器具購入・設置工事・電気工事含む
小計									円	① + ② + ③ + ④ + ⑤
消費税									円	
合計									円	小計 + 消費税
発電出力									kW	小数点以下第3位切捨て
補助金申請額（上限10万9千円）						0	0	0	円	千円未満切捨

※発電出力が4kW以下の場合は対象経費の10分の1、上限5万円

※発電出力が4kWを超える場合は（発電出力－4kW）×1万円＋5万円

○ 定置型蓄電池

①定置型蓄電池									円	
②その他付属機器									円	
③設置工事に係る費用									円	配線器具購入・設置工事・電気工事含む
小計									円	① + ② + ③
消費税									円	
合計									円	小計 + 消費税
補助金申請額（上限10万円）	-	-				0	0	0	円	補助対象経費 × 1/10（千円未満切捨）

○ V2H充放電設備

①充放電設備本体									円	
②パワーコンディショナ									円	
③リモコン									円	
④その他付属機器									円	
⑤設置工事に係る費用									円	配線器具購入・設置工事・電気工事含む
小計									円	① + ② + ③ + ④ + ⑤
消費税									円	
合計									円	小計 + 消費税
補助金申請額（上限6万円）	-	-				0	0	0	円	補助対象経費 × 1/10（千円未満切捨）

○ 木質ペレットストーブ

①本体									円	
小計									円	①と同じ
消費税									円	
合計									円	小計 + 消費税
補助金申請額 (上限10万円)	-	-				0	0	0	円	補助対象経費 × 1/2 (千円未満切捨)

○ CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器

①貯湯タンク									円	脚部カバー含む
②ヒートポンプユニット									円	
③架台									円	
④リモコン									円	
⑤防雪設備									円	
小計									円	① + ② + ③ + ④ + ⑤
消費税									円	
合計									円	小計 + 消費税
補助金申請額 (上限3万円)	-	-	-			0	0	0	円	補助対象経費 × 1/10 (千円未満切捨)

○ 潜熱回収型ガス給湯暖房機 (ガスエンジンコージェネレーションシステム又は家庭用燃料電池同時設置を含む)

①本体									円	
②リモコン									円	
③据置台									円	
④給排気装置									円	
⑤ガスエンジンユニット及び付属機器									円	ガスコージェネ設置の場合のみ
⑥家庭用燃料電池及び付属機器									円	家庭用燃料電池設置の場合のみ
小計									円	① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥
消費税									円	
合計									円	小計 + 消費税
補助金申請額 エコジョーズのみ ガスコージェネあり 家庭用燃料電池あり 上限3万円 上限11万円 上限11万円	-	-				0	0	0	円	補助対象経費 × 1/10 (千円未満切捨)

3 合計補助金申請額 (「2 補助金申請額」で計算した設備すべての補助金申請額の合計)

合計補助金申請額

			0	0	0	円
--	--	--	---	---	---	---

4 帯広市太陽光発電システム導入資金貸付 (融資) 申込予定 (個人の太陽光発電システム設置者のみ)

1 貸付あり	2 貸付なし
(該当するものに○を付ける)	

5 申請代行の有無（「1 代行あり」に○をつけた場合は代行業者欄も記入）

1 代行あり 2 代行なし （該当するものに○を付ける）	
代行業者	法人名：
	所在地：〒
	電話：
	代行者：
	☐ チェック：補助要綱、手続方法等について理解したうえで代行手続きを引き受けます。 ☐ 補助要綱、手続方法等について申請者へ説明し了解を得ました。 ☐ 帯広市へ提出する書類は、その写しを申請者に控えとして1部提出します。 ☐ 着工の際は、申請者と連絡をとりあい事前着工にならないよう努めます。 ☐ 別紙「太陽光発電システムの設置を検討されている皆様へ」を確認しました。 都市計画法、建築基準法等の各種関係法令を遵守して設置します。

6 添付書類（ご提出前に以下の書類が揃っていることを確認してください）

確認欄	添付書類
1	工事請負契約書・売買契約書等の写し
2	位置図（太陽光発電システムに限る）
3	市税を滞納していないことを証する書類又は税情報確認承諾書 （「1 設置建物・設備詳細」欄で個人情報の取得に同意した場合は不要）
4	定置型蓄電池又はV2H充放電設備を設置する場合は、太陽光発電システムが設置されていることが分かる書類等の写し（太陽光発電システムを同一年度内に設置する場合は不要）
5	設置承諾書（設置する建物が申請者の所有でない場合）
6	設備形状仕様を説明するカタログ、パンフレット等
7	事業所の所有者を証する書類（申請者が事業者の場合に限る。ただし、建物の所有日が前年度の1月1日以前であり、「1 設置建物・設備詳細」欄にある個人情報の取得に同意した場合は不要）

【申請にあたっての注意点】

補助金の交付について

- 補助対象設備が太陽光発電システムであり、申請者が個人の場合は、同一敷地内にあり生活を営む上で一体として使用されている附属家屋等に設置し、申請者自らが使用する建物において発生エネルギーを利用するものについては対象とします。ただし、生計を一にしない世帯の者が所有する家屋・施設等への設置は対象となりません。
- 補助対象設備が太陽光発電システムの場合、申請者と電気の購入に係る電力会社との契約者及び、太陽光発電システムからの電気に係る電力会社との受給契約者が同一である必要があります。
- 設備設置の際に、建築物の敷地及び建築物等に都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の違反となるものは対象となりません。

【太陽光発電システムを申請する方へ】

- 太陽光発電システムについては、別紙「太陽光発電システムの設置を検討されている皆様へ」の掲載事項を含め、関係法令を遵守して設置する旨を代行業者や設置業者に申請前に確認してください。